

平成 24 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 24 年 3 月 7 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

	議 事
副 議 長	<p>ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。</p> <p>(10 時 00 分)</p> <p>報告いたします。 議長、木山幸則さんより、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。 地方自治法第 106 条の規定により副議長が職務を行いますのでご了承ください。 村長より招集の挨拶があります。</p>
村 長	<p>岡出村長</p> <p>本日ここに、平成 24 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>まず昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 1 年を迎えます。 犠牲となられた方々に改めて謹んで哀悼の意を表するものであります。 平成 23 年度も残すところ 20 日少々となり、新年度の準備と平成 23 年度の総仕上げをいたしておりますが、村議会並びに村民の深いご理解とご協力によって、計画いたしました事務事業につきましては、ほぼ達成出来るものと思っております。 ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。 一方、国政においては、大震災の復興、原発問題、社会保障と税の一体改革による消費税の増税問題や、沖縄の米軍基地移設問題、更に、円高、エネルギーの確保、TPP 参加問題等々、課題山積の中に方向性の見えない大変厳しい政権運営となっております。 こうした状況は、特に地方に大きく影響いたしますことから、村政を預かるものとして、国政の安定を強く望んでおりますが、基本的には村として必要なものは着々と確実に取り組んでいくことが大切と思っております。 今定例会におきましては、平成 24 年度村づくりの執行方針を申し上げますとともに、各会計新年度予算を始め、条例等の改正、平成 23 年度の</p>

各会計補正予算など、合計 19 件の議案についてご審議をお願いすることとしております。

よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

副 議 長

村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

副 議 長

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により副議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。

副 議 長

日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

高橋議会運営委員長

議会運営委員長

議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 2 月 28 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 3 月 19 日までの 13 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

副 議 長

日程第 3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より 19 日までの 13 日間といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は 13 日間と決定しました。

副 議 長

日程第 4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

副 議 長

これで常任委員会の報告を終わります。

副 議 長
副 議 長

日程第5、一般行政報告を行います。
一般行政報告は文書で配布されております。
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村 長

それでは補足説明をさせていただきます。

1点目の第5期更別村総合計画年度別実施計画、平成24年度から3か年の計画につきましては、夢大地さらべつ推進委員会等のご意見等もいただき策定をいたしましたものであります。

計画の主な事業等につきましては全員協議会にて説明をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

2点目の第5期更別村高齢者福祉計画・介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度までの3か年計画であります。本計画は現計画が平成23年度をもって期限を迎えますことから、更別村保健福祉推進委員会の答申をいただくなどして、別冊のとおり策定したものであります。

計画内容につきましては、2月開催の全員協議会にて説明をいたしておりますので、詳しくは説明を省略させていただきますが、特に要介護認定者の推計では、平成24年度の要介護認定者を全体で150人、平成26年度におきましては165人と推計をいたしております。また、第1号被保険者数に対する要介護認定者の占める率は平成26年度で17.6%と見込んでおります。介護保険料であります。新規に低所得者に対する介護保険料の軽減措置を第3段階にも設けて合計8段階の介護保険料負担金といたしたところであります。また第1号被保険者の介護保険料の負担率が20%から21%に引き上げられ、更に介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止や介護報酬の1.2%増額など保険料の増額要素はあるものの、財政安定化基金交付金や介護保険基金を充当するなど、調整をして第5期計画における介護保険料の基準額につきましては現行の月額4,300円に据え置くことにいたしております。その他につきましては、お目通しをお願いするものであります。

3点目の第3期更別村障害福祉計画、平成24年度から平成26年度の3か年間計画であります。本計画は障害者基本法に基づき、更別村の総合的な障害者施策の指針として策定の更別村障がい者福祉計画のうち、障害福祉サービスや相談支援等について基本的な施策を定める計画となっております。

今回、第2期計画の実施状況は、地域ニーズを踏まえて策定いたしましたものであります。

本計画につきましても、2月開催の全員協議会にて説明をいたしておりますので、内容については、お目通しを願うものであります。

以上、口頭説明とさせていただきます。

副 議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

副 議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

副 議 長

これで教育長からの教育行政報告を終わります。
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申出がありました。

これを許します。

岡出村長

村 長

(村長から村政執行方針を行った。)

副 議 長

この際、暫時休憩いたします。 (10時50分)

副 議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11時00分)

副 議 長

渡辺教育委員長

教育委員長

(教育委員長より教育行政執行方針を行った。)

副 議 長

これで村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

副 議 長

ただ今の説明に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
日程第8、議案第4号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第4号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の改正理由であります。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関連条文の改正を行うと共に、文言の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の改正要旨であります。1点目として、法律の改正により、助成対象の除外要件から除かれていた知的障がい者通園施設通所者の取り扱いを、本則による助成対象に改めるということであります。2点目として、北海道が行う福祉医療の補助要綱との整合を図るため、関連条文を改めるということであります。

なお、本改正にあたりまして、詳細について真鍋保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長

真鍋保健福祉課長

保健福祉課長

(議案第4号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長

質疑なしと認めます。

- これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
（原案賛成の声あり）
- 副 議 長 これですべての討論を終わります。
これから議案第4号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 副 議 長 日程第9、議案第5号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長
- 村 長 議案第5号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例制定の件であります。
更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙と
のとおり制定するものであります。
本件に関しましても、議案第4号と理由、要旨同様の改正理由でありま
す。
したがって、これにて提案説明とさせていただきます。
ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。
- 副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
（ありませんの声あり）
- 副 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
（原案賛成の声あり）
- 副 議 長 これですべての討論を終わります。
これから議案第5号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 副 議 長 日程第10、議案第6号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医
療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたし
ます。
提案理由の説明を求めます。

村 長	<p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>議案第6号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。</p> <p>更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。</p> <p>本件に関しましても、議案第4号、第5号と改正内容同様であります。したがって、これにて提案説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
副 議 長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(ありませんの声あり)</p>
副 議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(原案賛成の声あり)</p>
副 議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
副 議 長	<p>日程第11、議案第7号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
村 長	<p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>議案第7号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。</p> <p>更別村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。</p> <p>1の改正理由であります。介護保険法の一部改正により、第5期更別村高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営を図ることから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。</p> <p>2の要旨であります。1点目として平成24年度から平成26年度までの介護保険料にかかる保険料率を月額基準額4,300円となるよう改正するものであります。2点目として、平成24年度から平成26年度における介護保険料率の特例について、第2条の規定にかかわらず、附則の額とするという内容になっております。</p> <p>次のページをお願い申し上げます。</p> <p>次のページが改正条例の本文であります。今般の改正について少し説</p>

明を加えさせていただきます。

一般行政報告におきまして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の報告をさせていただいて、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について基準額となる第4段階の保険料を月額4,300円と算定し、据え置き措置といたしたところであります。据え置きであるのに、なぜ介護保険料改正に係る条例の改正が必要かということをございますが、現行条例で規定している基準額となる介護保険料は年額52,300円、月額4,360円と規定しているところであります。この差につきましては、平成21年度から介護従事者の処遇改善のための介護報酬3%増額に伴いまして、これによる介護保険料の急激な上昇を抑制するために、平成21年度から平成23年度に限り臨時の特例交付金が措置をされまして、この交付金を介護保険料に充当し、軽減措置を図った結果、月額4,300円としてきたものであります。平成24年度からは特例交付金の措置もなくなりまして、条例本則に規定する介護保険料を実際に徴収する額とするために今般改正をするものであります。条例本文に戻っていただきまして、現行、改正後の対比表がございます。お示しの通り減額をして定めるものであります。内容につきましては、お目通しをお願い申し上げます

附則でございますが、1、この条例は、平成24年4月1日から施行する。2といたしまして、平成24年度から平成26年度における保険料率の特例であります。令附則第14条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、30,900円とするという規定であります。これは新たに規定するものでありまして、第3段階減該当者につきまして、このことにつきましては介護保険事業計画書の53ページに載せてございますが、第3段階の層についても新たに低所得者の軽減措置を行うという規定でございます。3の令附則第15条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条第1項第4号の規定にかかわらず46,400円とする。この第4段階の方につきましても軽減措置が講じられるということをございます。実際は1から6段階の保険料率を本文では定めてございますけれども、これらの追加によりまして実際は8段階の保険料の定めとなるものであります。4の経過措置であります。改正後の更別村介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるということでありまして、23年度以前につきましては、旧の規定によって行うということをございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

副 議 長 これですべての討論を終わります。
これから議案第7号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の
件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第12、議案第8号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定
の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第8号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件でありま
す。
更別村営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
でございます。
1の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、村営住宅の
入居者資格を現行どおりとする関係条文の整備を行うため、この条例を制
定しようとするものであります。
2の要旨であります。① 入居者のうち特に居住の安定を図る必要が
ある者の資格要件を政令で定める者から規則で定める者に改める。② 特
に居住の安定を図る必要がある者等の収入上限額を21万4,000円とし、こ
れ以外の者の収入上限額を15万8,000円とする。③ 借上げに係る村営住
宅の入居者に対する借上げ期間満了時の明け渡し通知に関する規定を追
加するということでございます。
なお、本条例に関しまして、資料として規則の一部改正案を提出してお
ります。
これらを含めまして、三品建設水道課長に補足説明をいたさせますの
で、よろしくお願ひ申し上げます。
以上、提案説明とさせていただきます。

副 議 長 三品建設水道課長
建設水道課長 (議案第8号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につい
て補足説明を行った。)

副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませぬの声あり)

副 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

副 議 長 これでは討論を終わります。
これから議案第8号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

副 議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 昼食のため暫時休憩いたします。 (11時55分)

副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

副 議 長 日程第13、議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件であります。
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものであります。
理由であります。上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第2の共同処理する団体の変更について協議するため、本案を提出するものであります。
次のページをお願い申し上げます。
北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約であります。
北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するということでありまして、別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削るということとあります。
附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規程による総務大臣の許可の日から施行するということでございます。
以上、提案説明とさせていただきます。
ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

副 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

副 議 長 これでは討論を終わります。
これから議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第14、議案第10号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第10号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件であります。
過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、更別村過疎地域
自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。
理由であります。北海道総合行政情報ネットワーク事業の実施等に伴
い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村
計画を変更するものであります。
財政的に有利な過疎債を活用するためには、本計画に盛り込む必要がご
ざいますので、道とも協議し、変更するものであります。
変更部分につきましては、計画書の19ページをお開き願いたいと思
います。資料も提出してございますけれども、上段の方にアンダーラインを
引いた所を追加させていただくものであります。防災面においても、防災
行政無線の一層の有効活用を図るとともに、平成9年度に整備された北海
道総合行政ネットワーク施設の老朽化及び地上系無線の使用期限に対応
するため、更新整備工事を実施する必要があるという文言を加えたもので
あります。次のページをお願い申し上げます。中段の中に(5)といたし
まして、電気通信施設等情報化のための施設ということで、その他の情報
化のための施設という文言を加えまして、事業内容としては、北海道総合
行政情報ネットワーク整備事業を事業主体は道ということで加えさせて
いただくものであります。次に計画書の32ページをお願い申し上げます。
上段でございまして、アンダーラインを引いた所の事業名の整理を
行うものであります。更別農業高校生確保等支援事業ということに改
めまして、その下の方で更別農業高校教育支援事業と文言を整理するもの
であります。なお、別紙の資料といたしまして、資料の最後のページに新
旧対照表を提出しているところでございまして、これについてはご参照を
いただくものであります。
以上、提案説明とさせていただきます。
ご審議方よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

副 議 長 (ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

副 議 長 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 これから議案第 10 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決いたします。

副 議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第15、議案第11号、平成23年度更別村一般会計補正予算 (第8号)の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
 議案第 11 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算 (第 8 号) の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 235, 276 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 065, 134 千円とするものであります。

第 2 項以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

この度の補正予算について、私からは主なもののみ説明をさせていただきますけれども、平成 23 年度最後の補正予算となりますことから、歳入確定見合いによる調整あるいは事務事業、公共事業全般にわたります執行残等を整理の上に余剰財源につきましては今後厳しい財政運営を考えまして、それぞれの基金へ積み増しを行うものでございます。また特別会計の繰出金につきましても同様の考えにて精査、整理の上に必要な措置を講じるものであります。

また特別会計への繰出金につきましても同様の考えにて精査、整理の上に必要な措置を講じるものであります。

特に予算の増額をお願いするものとしたしましては、ご承知のとおり、燃料が当初予算より高止まりで推移をしておりますことから、各公共施設の燃料費について増額をさせていただくものであります。また先月、国の補正予算が成立いたしまして、本村に係る農業基盤整備関係事業について予算の前倒し措置が行われることになりまして、道営畑総事業関係予算の増額措置を行うものであります。更にこの 3 月 11 日に東日本大震災被災 1 年目を迎えますが、東松島市の震災犠牲者追悼式執行にあたりまして、更別村からの弔慰金といたしまして 100 万円を考えております。村長交際費にて執行残等やり繰りをいたしまして、村長交際費 40 万円を追加させていただくものであります。その他、詳細につきましては三好副村長に補足説明をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

以上、ご審議いただきますようお願い申し上げます提案説明といたします。

副 議 長 三好副村長
 副 村 長 (議案第 11 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算 (第 8 号) の件について、補足説明を行った。)

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

先程ずっと説明を受けまして、そのことは納得出来て、来年のために積む、例えば公営住宅とかその分に基金として積んでいきますよという説明はわかりました。

それで税金では確か2千数百万円、村民税やら諸々では増えていないのですけれども、交付税が130,000千円増えたのが大きな要因だと思うのです。それで単純な疑問でお聞きしますけれども、それだけ貯金が増えるから来年にかけて用意しますよという説明で理解は出来ますけれども、過疎債なり起債、村の負債を起こしますよね。単純に考えると過疎債だから7割程度国なり道が持ちますが、使った方が良いという考えなのでしょうけれども、果たしてその辺の考えが私は聞いているとお金はあるのに負債を起こすのだと、その辺の説明はもしあればお聞きしたいと思います。

副 議 長

三好副村長

副 村 長

今回補正で多額の積立をさせていただくということで確かに余剰財源が本年度はかなりありましたので、お金があるのではないかとということが言われるかなと思いますけれども、過疎債は7割が交付税で基本的に7割補助ということを裏返しますと7割補助となるということで手出しを潰していくよりは有利な財源を活用した方が良いということで、限度はあろうかなとは思いますが、今の借入れ額ですとその後の3割分の償還は可能だということで有利な財源ということでのおさえで過疎債は優先して借りているという形で考えております。

副 議 長

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

おそらくそうだと思いますが、限度額と言いますか言われていることは若干あると思うのですけれども、その辺はどうですか。

使って下さいはないでしょうけれども、そういうことも来年度予算に組んでいく中で少しはあるという認識で良いのですか。

手を上げて来なければ次につながっていかない、単年度予算ではないですから例えば公営住宅でもずっと数年建て替えていく計画ですから、そういう含みで良いのですか。

副 議 長

三好副村長

副 村 長

先程も説明させていただいたのですけれども、過疎債の借りられる限度額というのは限度額がありますので、今借り入れるのはある程度借り入れる分だけ借りた方が財政的に有利だということでやっています。今回の積み立ての部分もそれを見越して積み立ててやっているということでご理解いただければと思います。

副 議 長

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

教育費の55ページの更別農業高校の海外実習の助成ということで、確か先程のお話では実施なしというふうに向ったような気がしているので、その実施なしという理由というか内容についてお聞きしたいのですけれども。

副議長
教育次長

森教育次長

海外実習の希望については学校の方で取りまとめをして、その中で毎年今まで実施してきたわけですけれども、今年度についてはお一人の生徒も手を上げるものがいなかったということで今年については全額を減額補正させていただいたということでもあります。

副議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

いなかった理由を本当は聞きたいのですけれども。これは前にも一般質問してその度に予算化補正の時に全員行かなかったという話しも伺っております。その中で、高校で支援というのだけれども実績はないということになると24年度の予算もまた色々と絡んでくると思うので高校にもそういうようななるべく行ってもらいたいということも言ってもらいたかったかなと思います

副議長
教育次長

森教育次長

今回、一人も手を上げてもらえなかったということではありますけれども、上がらなかった理由の詳細については学校には聞いておりませんが、ただ次年度についてはもう既に5名の方が実習に参加したいというお話は聞いております。

副議長
1番高木議員

1番 高木さん

総務費、目2文書広報費の中の委託料の部分なのですが、例規更新データ作成の委託料ということで議事録等を業者をお願いするという部分で予算付けをされたと思うのですが、これについては、今回は一応今までどおりの方向に進むということで実施されなかったとは思いますが、今の時代に色々な部分で進めていく中できっちりとした記録を残して開示していくということに関してはとても重要な部分があると思うのですが、その部分について執行しなかった部分についてもう少し説明をいただきたいと思います。

副議長
総務課長

吉本総務課長

文書広報費の委託料で例規更新データ作成委託料のことかと思っておりますけれども、例規集加除を業者に委託して条例の規則等の改正の度に年4回定例会を終わって業者に改正部分を送り込んでおります。法律改正等の量にもよるのですが、過去の1年間の加除の総ページ数を業者は見積もってきます。その1,000ページにわたるとい見積書が来たとして、それで当初は予算を組みます。それが実際800枚で終わったりということもありますし、その年によって加除されるページ数が随分変わったりはします。それは先程言いましたように法律改正の度合いにもよります。

副議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

副議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副議長

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 8 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長

日程第 16、議案第 12 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 12 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 44,317 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 489,838 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 158 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 409,937 千円とするものであります。

第 2 項以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

まず事業勘定の歳出からご説明をさせていただきます。

11 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、233 千円の減であります。その内訳であります。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費において、106 千円の減額であります。9 の旅費で 155 千円の減、これにつきましては執行残並びに補助事業の関係から他の種目に組み換えを一部してございますので、合わせて 155 千円の減であります。12 の役務費、49 千円の増でありますけれども、これは高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として追加をさせていただくものであります。項 2 の徴税費、目 1 賦課徴収費につきましては、73 千円の減、これにつきましては十勝市町村税滞納整理機構の負担金が確定いたしましたので、減とするものであります。項 3 の運営協議会費、目 1 運営協議会費、54 千円の減であります。これにつきましては、それぞれ執行残でございます。

12 ページ、款 2 保険給付費、6,244 千円の減であります。内訳であります。項 1 療養諸費におきまして、1,508 千円の減、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、補正はございませんけれども、これは財源振替をするという補正でございます。目 2 退職被保険者等療養給付費につきましては、1,269 千円の減でございます。これにつきましては、実績及び推計見込みによりまして、1,269 千円の減とするものであります。目 3 一般被保険者療養費につきましては、3,446 千円の追加、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、補正はありませんけれども、これも財源振替の補正であります。目 4、退職被保険者等療養費につきましては、160 千円の減であります。これも実績及び推計によりまして減とするものであります。目 5、審査支払手数、79 千円の減も同様の理由であります。項 2 高

額療養費、4,736千円の減であります。内訳といたしましては、目1一般被保険者高額療養費におきまして3,850千円の減でございます。これにつきましても実績及び見込みの推計によって減ずるものであります。療養給付費が落ち着いてそんなに伸びていないということでございます。目2退職被保険者等高額療養費につきましても886千円を減額するものであります。項4出産育児諸費につきましては、目1出産育児一時金で補正額はございませんけれども、財源振替によるものであります。

款3後期高齢者支援金等でございますが、それぞれ補正はございませんけれども、財源振替でございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、53千円の減でございます。これは介護納付金の額の確定による減でございます。

13ページをお願いします。

款7共同事業拠出金、3,922千円の減でございます。その内訳であります。目1高額医療費共同事業拠出金、1,955千円の減となっております。これにつきましては、実績によりまして、それぞれ割り出していくわけでありますけれども、変更決定による減となるものであります。目2保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、1,967千円の減となるものであります。実績等に応じて決まるものでございます。

款8保健事業費につきましては、716千円の減、項1特定健康審査等事業費、目1特定健康審査等事業費におきまして、559千円の減と節、区分のとおりそれぞれ執行残でございます。15ページにまいりまして、項2保健事業費につきましては、157千円の減、目1保健衛生普及費におきまして、34千円の減であります。9の旅費につきましては、59千円補正させていただくものでありますけれども、補助事業の関係からここで対象経費として組み換えで増額をするものであります。事業費、委託料につきましては、それぞれ執行残でございます。目2疾病予防費につきましては、123千円の減でございます。インフルエンザ予防接種負担金の執行残でございます。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金につきましては、大きく33,149千円減額とするものであります。この基金につきましては、9月の時点で同額補正をさせていただいているものでありますけれども、その後、医療給付費等の実績と推計によりまして国保負担金あるいは交付金の算定をしてございますけれども、これが大幅な減となっております。歳入歳出のバランス等から減額措置するものであります。

次に歳入、8ページをお願い申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、1,058千円の減であります。その内訳であります。目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、1,713千円の減、これは資格喪失等がございまして、それらを調整して今回減とするものであります。収納率につきましては99.5%見ているところでございます。目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、655千円の追加でございます。退職者の適用増によるものでございまして、それぞれ増加となるものであります。収納率につきましては、ここ

では100%見込んでいるものであります。

款3 国庫支出金につきましては、15,269千円の減、目1 療養給付費等負担金につきましては、14,397千円の減、これは平成23年3月から10月までの実績とその後の11月から2月分については、推計によって算出するわけでありましたが、それぞれルールに基づいて積算した結果、14,397千円の減となるものであります。目2 高額医療費共同事業負担金につきましても901千円の減、目3 特定健康審査等負担金につきましては、29千円の増となるものであります。項2 国庫補助金につきましては、目1の財政調整交付金にありますように1,163千円の追加であります。これは特別調整交付金の追加でありまして、主には制度改正に伴う電算システムの改修費が交付金として算定されたということでございます。

款4 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金、2,484千円の減であります。これにつきましても国庫支出金と同様の理由によるものであります。

款6 道支出金であります。3,245千円の追加であります。項1 道負担金におきましては、872千円の減、目1 高額療養費共同事業負担金につきましては、901千円の減、これにつきましては、実績と見込推計によりまして減となるものであります。目2 特定健康審査等負担金につきましては、29千円の増であります。項2 道補助金につきましては、目1 道財政調整交付金にもありますように、4,117千円の増加であります。普通調整交付金につきましては、給付費の減少によりまして1,293千円減となりますが、特別調整交付金におきましては、医療費の適正化対策として550千円の追加、その他特別調整交付金として4,860千円の追加であります。これはレセプトの点検効果が更別村においては出ている、それから収納率の確保と向上におきな役割を果たしている、また特定健康診査におきまして受診率の向上に寄与していることが認められまして、追加措置となったものであります。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、28,236千円の減であります。この内訳といたしまして、目1 高額医療費共同事業交付金で3,889千円、これは30万円以下の高額医療費にかかるものでございますけれども、これが減少しているということでございます。目2 保険財政共同安定化事業交付金、これは大きく24,347千円の減でありますけれども、これは高額療養費の30万円以上のものが対象になるわけでありまして、これが大幅に減少しているということございまして、今般減額をするものであります。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金では1,529千円の減であります。実績調整の上にそれぞれ減額をするものであります。

款11 諸収入、項2 雑入、目1 雑入では、149千円の減、それぞれ実績によりまして減額するものであります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては53千円追加となっているところであります。

次に、診療施設勘定の歳出、21ページをお願い申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費で807千円の追加であり

ますが、節の内訳でございますけれども、3の職員手当、4の共済費でそれぞれ追加となつてございますが、職員手当につきましては異動等による増加、共済費につきましては負担率の改正によって追加をさせていただくものであります。あと11の需用費につきましては、838千円追加してございますが、これは燃料費の増によるものであります。その他につきましては、執行残でございますので説明を省略させていただきます。

22ページ、款2医業費、303千円の減であります。項1医業費につきましては827千円の追加、目1医療用消耗器材費で770千円の減、これにつきましては執行残であります。目2医薬品衛生材料費につきましては、1,760千円を追加させていただくものであります。目3医療委託料につきましては、75千円の減でございます。13の委託料で173千円、これは執行残であります。14の使用料及び賃借料につきましては、98千円の追加となつてございまして、これは在宅酸素供給装置の借り上げを追加させていただくものであります。項2給食費、目1給食費、1,130千円の減でございますが、これにつきましては執行残であります。

款3公債費、項1公債費、662千円の減でございます。内訳として元金で740千円の減、目2の利子におきまして78千円を追加するものであります。

次に歳入19ページをお願い申し上げます。

款1診療収入につきましては、2,712千円の減としてございます。これまでの実績等を推計いたしまして最終補正をさせていただきますけれども、特に今年度は他ではインフルエンザが大変蔓延をしております問題となっておりますけれども、本村におきましては例年よりかなり少なくなつていくということでございまして、全村的には良い傾向でございますけれども、診療所の運営には少し影響が出ているということでもあります。項1入院収入におきましても、151千円の減、内訳では、目2の社会保険診療報酬収入では712千円の増、目3後期高齢者診療報酬収入では805千円の減、目5のその他の診療報酬収入では58千円の減となつてございます。項2の外来収入であります、2,015千円の減、目3後期高齢者診療報酬収入につきましては、2,637千円の減、目4介護報酬収入では、297千円の追加、目5一部負担金収入では、33千円の増、目6その他の診療報酬収入では292千円の増となつてございます。これは自費患者の診療報酬収入の増であります。項3のその他の診療収入では、546千円の減となるものでありまして、これは目1の諸検査等収入の減でございます。各種予防接種診断料が減額となつたものであります。

款4繰入金であります、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で3,001千円を減額するものであります。財源補てん分としては、2,339千円の減、公債費分といたしましては、662千円の減とするものであります。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入で155千円の追加、これにつきましては、自費衛生材料等収入として155千円の増であります。

款7村債であります、項1村債、目1過疎対策事業債、5,400千円の追加であります。この医療業務委託事業として家庭医療学センターと業務

提携をしてございますけれども、この経費が追加されて認められました関係上、追加するものであります。

次に5ページをお願い申し上げます。

地方債の補正でありまして、過疎対策事業債として、補正前は37,100千円でありましたけれども、5,400千円を追加して、42,500千円とするものであります。

その他、給与費明細書につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番 高木さん

1 番高木議員

診療施設勘定で医業費の目1、目2に関することなのですが、目1となると医療用の雑用の部分で若干金額がかからなかったということなのですが、医薬品については総額からすれば本当に少ない増額ではあるのですが金額的に相当増えていますがこの内容についてお伺いしたいと思います。

副 議 長

金曾診療所事務長

診療所事務長

ただ今のご質問は、消耗品は減っているのに医薬品が増えているという質問の趣旨かと思いますが、よろしいでしょうか

副 議 長

1 番 高木さん

1 番高木議員

そういうことではなくて医薬品の増加の部分ではどういう薬が増えているのかという部分を含めてということです。

副 議 長

金曾診療所事務長

診療所事務長

医薬品の増えている状況でございますけれども、特に外来の方で昨年より費用額として診療の収入として増えている状況がございます。

平成22年度の状況でございますけれども、ただ今私の手元にはまだ23年度1月分までしかございませんので、1月分までの状況で比較させていただきたいと思っておりますけれども、平成22年度の4月から1月までの10か月間の費用額が月平均で13,417千円程度でございました。これが平成23年度につきましては14,669千円ということで約1,200千円程度増えているという状況にあります。これは比較しますと大体プラス9.3%の増ということになるのですけれども、この要因となる部分につきましてはかかっている件数等も実際増えている状況にあります。こういったことから薬剤の部分でも増えているということでございます。

副 議 長

5 番 久門さん

5 番久門議員

外来収入が数字的に若干減っていますが、入院収入は先程村長がインフルエンザの関係で減っているということでしたが、外来収入は逆に減っています。これも理由は同じなのですか。

副 議 長

金曾診療所事務長

診療所事務長

入院と外来という区分でございますので、それぞれ来られる方が入院であれば入院が増えるし、外来であれば外来が増えるということで、大卒の

中では入院と外来と比較をしていただけると有難いのですけれども、年齢の区分というものもございますので、どちらの保険になっているかということで区分しておりますので、特段入院が減ったので外来が増えたという連動しているということではございません。外来が増えているということでございます。

副 議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

外来収入が減額していますよね。

だからこの理由はどういうことなのですかとお聞きしている。

副 議 長
診療所事務長

金曾診療所事務長

これにつきましては12月に1回補正をさせていただいたところなのですけれども、後期高齢者の方の入院、外来、それぞれで見込みよりも少なかったということでございます。

副 議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

副 議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副 議 長

これで討論を終わります。

これから議案第12号、平成23年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長

日程第17、議案第13号、平成23年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第13号、平成23年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,936千円とするものであります。

補正の内容であります。歳出6ページより説明申し上げます。

款1総務費で92千円の減であります。項1総務管理費で32千円の減でございます。目1一般管理費におきまして、これは需用費を減額するものであります。これは執行残であります。項2徴収費、60千円の減であります。目1賦課徴収費でございます。これは旅費等の執行残でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、286千円の増であります。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定になりまして、追加をさせていただくものであります。

歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料で 286 千円の追加であります。目 1 特別徴収保険料で 56 千円の減、目 2 の普通徴収保険料におきまして 342 千円を追加するものでありまして、それぞれ実績から補正をさせていただくものであります。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、92 千円の減でございますが、事務費の対象分として 92 千円、実績によりまして減とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副 議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 13 号、平成 23 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 この際、暫時休憩いたします。(14 時 25 分)

副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 40 分)

副 議 長 日程第 18、議案第 14 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 14 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の件でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,212 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 263,717 千円とするものであります。

補正の内容でございますが、歳出 8 ページより説明申し上げます。

款 1 総務費におきまして、494 千円追加をさせていただくものであります。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、629 千円の追加、これにつきましては、法改正によりますコンピュータシステムの改修費として追加をさせていただくものであります。北海道自治体情報システム協議会に負担金として払うものであります。項 3 介護認定審査会費、目 1 認定

調査費につきましては、135千円の減であります。これは執行残であります。

款2 保険給付費につきましては、31,534千円を減額するものであります。実績と推計によりまして大きく減額するものであります。以前のよう伸びが収まってまいりまして、このところ安定傾向にあるということでございます。項1 介護サービス等諸費の目1の介護サービス等諸費におきまして、27,644千円を減額するものであります。内訳といたしましては、12の役務費で20千円、これは実績であります。19の負担金補助及び交付金で27,624千円、法定居宅サービス給付費におきまして、5,684千円の減、居宅介護支援給付費におきまして、960千円の減、法定施設サービス給付費が10,440千円の減となっております。福祉用具購入給付費、180千円の減、住宅改修給付費におきまして、100千円の減、地域密着型居宅介護サービス給付費で6,084千円の減、地域密着型施設介護サービス給付費におきまして、4,176千円の減となるものであります。項2 介護予防サービス等諸費につきましては、1,650千円の増となるものであります。これまでの実績等から追加をさせていただくものでありまして、内容につきましては、説明欄のとおりでございますので、お目通しをお願い申し上げます。項3 高額介護サービス費につきましては、1,340千円の減でございます。これは実績等から減額するものであります。項4 高額医療合算介護サービス費につきましては、600千円の減となっております。これにつきましても、実績等から減額をするものであります。項5 特定入所者介護サービス費につきましては、3,600千円の減であります。これにつきましても実績等から今般減額をするものであります。

款3 地域支援事業費につきましては、1,088千円の減でございます。項1 介護予防事業費、目1 介護予防二次予防事業費におきまして、506千円の減、目2 介護予防一次予防事業費につきましては、45千円の減、合わせて551千円の減とするものであります。それぞれ執行残でございます。項2 包括的支援事業・任意事業でございますが、537千円の減であります。目1 包括的支援事業費につきましては、99千円の減、目2 任意事業費につきましては、438千円の減でありまして執行残であります。

款4 基金積立金、目1 基金積立金で、1,916千円の追加をするものであります。これまでの実績等を踏まえまして、余剰金となるものを積み増しするものであります。

歳入、5ページをお願い申し上げます。

款1 介護保険二料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、400千円を減額いたします。これは実績等から減額するものであります。

款3 国庫支出金であります。2,556千円を減額いたします。項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、5,840千円の減であります。給付費減額から国庫負担金も減ってくるということでもあります。項2 国庫補助金につきましては、3,284千円の追加であります。内訳は、目1 調整交付金で2,970千円の追加、これにつきましては、介護給付費と予防給付費の合計の5%が交付されることになってございますけれども、今回

5%から6.83%に少し率が増えまして、そのために2,970千円増となるものであります。目4事業費補助金につきましては、314千円追加をいたします。これにつきましては、先程歳出で申し上げました、システムの改正によるものの補助金でありまして、2分の1相当の314千円追加となるものであります。

款4支払基金交付金につきましては、10,523千円減額となるものであります。これは実績推計から割り出したものでありまして、給付費が減となつてございますことから、このように減となるものであります。目1介護給付費交付金につきましては、10,458千円の減、目2地域支援事業交付金につきましては、65千円の減となつてございます。

款5道支出金につきましては、目1介護給付費負担金におきまして、5,198千円の減となるものであります。理由は国庫支出金と同様と理由でございます。

款7繰入金、11,486千円を減額するものでありまして、ルールに基づきまして、項1一般会計繰入金につきましては、4,363千円の減、その内訳の目1介護給付費繰入金につきましては、3,942千円の減、目2地域支援事業繰入金につきましては、64千円の減、目4その他一般会計繰入金につきましては、357千円の減となっております。それぞれルールに基づきまして算出して精算するものであります。項2基金繰入金につきましては、目1のとおり7,123千円を減額するものであります。それぞれ財政調整を行いまして、基金からの繰入金につきましては、7,123千円減とするものであります。

款9諸収入、項2雑入、目1雑入では、49千円の減、これは、いきいき健康クラブだとか介護予防教室の参加料の実績によるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副 議 長

これで討論を終わります。
これから議案第14号、平成23年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長

日程第 19、議案第 15 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 15 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,867 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,289 千円とするものであります。

以下につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出、8 ページから説明申し上げます。

款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費におきまして、5,687 千円を減額するものであります。執行残でございますけれども、人件費に関しましては、異動等によりまして、今般最終調整をさせていただくものであります。また、工事費等負担金におきましては、中央監視装置の整備の執行残、南札内浄水場の整備に係る工事費の執行残となつてございます。9 ページ、項 2 公債費であります。180 千円を減額するものであります。目 1 元金で 184 千円、目 2 利子で 4 千円を追加させていただくものであります。それぞれ実績に基づきまして、補正をさせていただきます。

次に歳入、6 ページでお願い申し上げます。

款 2 使用料及び手数料、目 1 水道使用料でございますが、800 千円を減額するものであります。使用実績が少し落ちてございまして、それらの実績等から減額をするものであります。

款 3 国庫支出金、目 1 水道費国庫補助金で 3,082 千円を減額するものであります。簡易水道等施設整備費補助金でありまして、事業実績及び補助金の査定におきまして減となるものであります。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金におきまして、4,587 千円の減でございまして、基準の繰出分として 3,198 千円の減、これは公債費に係る分でございます。財源補てん分といたしましては、1,389 千円の減でございます。

7 ページ、款 5 繰越金でございますが、目 1 繰越金におきまして、2 千円の増、これは前年度の繰越金の追加であります。

款 7 村債、項 1 村債におきまして、2,600 千円の追加であります。内訳といたしましては、目 1 簡易水道事業債として 1,300 千円、目 2 過疎対策事業債として 1,300 千円、それぞれ追加をするものであります。

補助金で少し目減りした分が、それぞれ地方交付税で見られる有利な過疎債の措置となつたところであります。

3 ページをお願い申し上げます。

地方債の補正でございまして、簡易水道事業債におきまして、補正前が 9,900 千円、これに 1,300 千円を加算いたしまして、11,200 千円となるものであります。過疎対策事業債につきましては、9,800 千円が今般 1,300 千円追加となりまして、11,100 千円となるものでございます。合計で

19,700千円が2,600千円追加となりまして、22,300千円となります。

10 ページからの給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副 議 長

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成23年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長

日程第20、議案第16号、平成23年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第16号、平成23年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,026千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,609千円とするものであります。

以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

補正内容でございますが、歳出、9ページをお願い申し上げます。

款1総務費、1,290千円の減でございます。項1総務管理費、目1一般管理費で6千円の減額でございますが、共済費につきましては、25千円の追加となっております。これは負担率の改正による増加でございます。12の役務費につきましては、25千円の減となっておりますが、融資斡旋事務手数料を当初は見てございましたけれども、水道整備に係ります新規の借入れ申込者がなかったということで減額するものであります。項2施設管理費につきましては、1,284千円の減額であります。目1下水道施設管理費、861千円の減、目2農業集落排水施設管理費におきまして53千円の減であります。それぞれ執行残となっております。目3個別排水施設管理費におきましても370千円の減でございます。これも、

それぞれ減額となっております。執行残であります。

款2 事業費、3,283千円の減でございますが、項1 下水道整備費、目1 下水道建設費におきまして、343千円の減であります。これも執行残でございます。項2 農業集落排水施設整備費におきましては、300千円の減でございますが、上更別地区におきまして、新規の設置者がなかったということで、300千円減となるものであります。項3 個別排水処理施設整備費につきましては、2,640千円の減でございます。当初、個別排水処理施設につきましては、15基を予定してございましたが、その後、補正で9基まで減額したわけではありますが、最終的には整備実績が8基となったことから、今般、補正をするものであります。

款3 公債費であります。453千円の減でございます。目1 元金におきまして、466千円の減、目2 利子におきましては、13千円追加させていただくものであります。それぞれ実績により補正をするものであります。

次に歳入、7ページをお願い申し上げます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料でございますが、464千円の減となるものであります。目1 下水道使用料で350千円の減、目3 個別排水処理施設使用料で114千円の減、これらにつきましては実績等から減額をするものであります。

款3 国庫支出金におきましては、目1 下水道事業国庫補助金にありますように172千円の減でございます。事業費の減から減額をするものであります。

款4 繰入金につきましては、目1 一般会計繰入金、6,890千円の減であります。最終的に歳入歳出の調整を図る中で今般、減額をするものでございます。

款7 村債につきましては、2,500千円追加をするものであります。

目1 下水道事業債におきまして、1,400千円の減額、内訳は説明欄のとおりでございます。目2 過疎対策事業債につきましては、3,900千円の起債が認められたということでありまして、特定環境保全公共下水道事業につきましては600千円の減、個別排水処理施設整備事業につきましては、500千円の減、二酸化炭素排出抑制対策事業は太陽光発電でございますけれども、これにつきましては、外構工事分も過疎債の対象になりましたことから5,000千円を追加するものであります。

次に3ページをお願い申し上げます。

地方債の補正でありまして、下水道事業債で補正前から1,400千円を減じまして、6,400千円となるものであります。逆に過疎対策事業債につきましては、3,900千円の追加となりまして、最終的に35,000千円となるものであります。合計では、補正前が38,900千円、補正後が2,500千円追加で41,400千円でございます。

最終ページの給与費明細表等につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

副 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

副 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

副 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 16 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正
予算(第 4 号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 ここでお手元に配布した議事日程の修正を申し上げます。
日程第 23、議案第 19 号、更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
は、平成 23 年度となっておりますが、平成 24 年度の誤りでございますの
で修正をお願いいたします。

副 議 長 この際、日程第 21、議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算の
件から、日程第 26、議案第 22 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特
別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算から、議案第 22 号、更
別村公共下水道事業特別会計予算まで一括して提案説明をいたします。
始めに、平成 24 年度の予算につきましては、地方経済の厳しい情勢を
踏まえまして、一般会計におきましては、昨年の当初予算と比較をいたし
まして、18%増、全会計では 13%増としたものであります。
昨年は、選挙の年のために当初予算を骨格予算としていたために、単純に
比較出来ないところではありますが、選挙後の 6 月定例会での政策予算、2
億 2 千万円の補正を加えた比較におきましても一般会計で 10%の伸びと
なっているところでもあります。
将来に大きな負担を残さないよう配慮しつつ、積極性を出した予算とし
たものであります。
なお、資料といたしまして、一般会計予算資料、消防費予算資料、公共
下水道事業特別会計予算資料をそれぞれ提出いたしているところであり
ます。
それでは、議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計から順次説明を申
し上げます。
まずグリーンの表紙の次に一般会計予算を示してございますが、第 1 条
にお示しのとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 4,044,796 千円と定

めたものであります。

本予算につきましては、総合計画並びに執行方針にてお示しをいたしました村づくりに向けて、その実現を図るべき予算を計上したものであります。

特に、住民サービスの確保を図るほか、年次計画による公営住宅の整備、上更別グループホーム移転整備補助、農業基盤整備の促進、教育環境の整備、市街地活性化事業を始め、道路・橋梁・街灯等の整備事業費を盛り込んだ予算としてございます。

なお、後年次負担を極力押さえ、健全財政を保つためにも、公営住宅整備事業にあたり、極力、地方債の借り入れを抑えて整備を図ることとしてございます。

第1条第2項及び、第2条の地方債、第3条の一時借入金、第4条の歳出予算の流用規定に関しましては、お目通しを願うものでございます。

また、給与費明細書、債務負担行為に係る調書、地方債に係る調書につきましても、同様にお目通しを願うものでございます。

簡単ではありますが、以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、議案第18号、平成24年度更別村国民健康保険特別会計予算であります。

第1条、事業勘定におきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ491,773千円としたものであります。前年度比1.7%の増であります。保険給付費や後期高齢者支援金等の伸びを見込んだ予算としたものであります。

同条の診療施設勘定の予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ430,790千円としたものであります。前年度比9.9%の増となっております。

家庭医療学センターとの医療提携の継続、診療収入や有利な過疎債の確保を図るとともに、昨今の医療システムに対応すべく、電子カルテ等システムの更新事業を予算化したものであります。

その他の条項等につきましては、一般会計と同様、お目通しを願うものであります。

続いて、議案第19号、平成24年度、更別村後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46,684千円と定めるものであります。前年度比12.6%の増であります。年々増加の医療費の伸びを見込み、予算化したものであります。その他については、お目通しをお願いするものであります。

次に、議案第20号、平成24年度、更別村介護保険特別会計予算であります。

第1条に定めます事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ288,214千円とし、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,923千円とするものであります。

前年度と比較をいたしまして、事業勘定は0.2%の増、サービス勘定は

6. 3%の増となっております。

特に介護保険料につきまして、本年度から3年間据え置きにて対応する他、これまでの実績等を推計し、予算化したものであります。その他につきましては、お目通し願うものであります。

次に、議案第21号、平成24年度、更別村簡易水道事業特別会計予算であります。

第1条の歳入歳出予算の総額を、それぞれ45,829千円と定めるものであります。前年度と比較をいたしまして、33%の減であります。この減に関しましては、平成23年度におきまして、南札内浄水場の改修工事を終えたということございまして、減額となっております。その他につきましては、お目通しを願うものであります。

次に、議案第22号、平成24年度、更別村公共下水道事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額を、それぞれ172,697千円と定めるものであります。

前年度と比較をいたしまして、6.4%の減となっております。

これにつきまして、主には、公債費の償還元金・利子の減によるものでございます。

その他につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、本当に簡単ではございますけれども、提案説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

議長動議。

5番 久門さん

ただいま、議題となっております、議案第17号、平成24年度更別村一般会計予算の件から、議案第22号、平成24年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、なお慎重な審査の必要が認められますので、本議会に議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

ただいま、5番久門さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。

副 議 長

5 番久門議員

副 議 長

5 番久門議員

副 議 長

副 議 長

おはかりいたします。

議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 22 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、地方自治法第 110 条第 1 項、第 2 項及び 4 項並びに委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これを付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号から、議案第 22 号までは、議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。

(16 時 20 分)

※予算審査特別委員会 (16 時 20 分～16 時 35 分)

副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(16 時 45 分)

次に予算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が副議長に提出されていますので報告します。

委員長に 1 番高木さん、副委員長に 4 番松橋さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

副議長

日程第 27、意見書案第 1 号、平成 24 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

平成 24 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

酪農・畜産の経営環境は、生産資材価格の高止まり、生産者手取り価格の低下など、厳しい状況が続いています。加えて、TPP 交渉の事前協議開始など、わが国の酪農・畜産の市場開放の動きに、畜産農家は大変不安な思いの中で危機感を募らせています。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率の向上を目標に掲げています。

したがって、酪農・畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、畜産物の国境措置を堅持することが重要です。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠です。

ついては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手の所得向上及び経営安定に向けて、総合的な酪農・畜産政策を求め、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出

するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

副 議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

副 議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

副 議 長

これで討論を終わります。
これから意見書案第1号、平成24年度畜産物価格決定等に関する要望
意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。
したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。

議事の都合により3月8日から3月15日までの8日間休会いたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。
したがって、3月8日から3月15日までの8日間休会することに決定
しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(16時50分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月7日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 副議長 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎

同 議員 松 橋 昌 和